

万が一事故が起こったら・・・

- 1 市民活動中に万が一事故が起こってしまった場合は、速やかに市の担当課へ第一報をご連絡ください。

※ 物損の場合、損害の程度を証明する写真（現場の様子、破損物の全体像、破損箇所等）を数枚撮っておいてください。

ご連絡いただきたい事項

- | | |
|----------------|----------------|
| ① いつ（事故発生の日時） | ④ だれを（事故の被害者） |
| ② どこで（事故発生の場所） | ⑤ どうして（事故の状況） |
| ③ だれが（事故の加害者） | ⑥ どうなった（被害の状況） |

- 2 事故が発生してから15日以内に事故報告書に必要書類を添えてご提出いただきます。

事故報告書に添付していただく書類

- | | |
|--------------------------------|----|
| ① 当日の参加者や代表者の名簿 | |
| ② 当日の活動が説明できる資料（案内通知、事業のチラシなど） | |
| ③ 団体の概要を把握できる資料（会則、規約など） | |
| ④ 物損の場合、損害の程度を証明する写真を数枚 | など |

- 3 事故報告書の内容を市役所にて審査し、判定結果を通知します。対象となる場合は、市役所が保険会社へ連絡します。

- 4 制度の対象となった場合、補償金等の請求に必要な書類を添えて提出してください。傷害補償の場合は、治療が完治した日又は治療中であっても、事故が起きた日から180日を経過したときのいずれか早い時点、賠償責任補償の場合は、示談等により事故が円満に解決した時点となります。

- 5 市が保険会社に保険金請求を行います。保険会社は、指定された銀行口座に補償金を振り込みます。

「活動時には十分注意し、事故防止に努めましょう」

お問い合わせ先：瑞浪市役所まちづくり推進部市民協働課

〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL：0572-68-9756（直通） FAX：0572-68-8749

e-mail：kyoudou@city.mizunami.lg.jp